

平成20年第1回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成20年3月21日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 小林正文・ 副町長 黒岩一文

収入役 奥野勝利・ 総務課長 友岡みどり

企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 小川正知・ 住民課長 廣崎誠治

健康福祉課長 末松克美・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸

教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 尾崎幸光

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成20年第1回定例会議事日程（3日目）

平成20年3月21日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 9号 上毛町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第11号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第12号 上毛町立小学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算
- 日程第16 議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算

- 日程第20 議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 指定管理者の指定について（さざんか荘、たいへい苑）
- 日程第25 議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との学齢児童・生徒の教育
事務委託に関する規約を変更する協議について
- 日程第26 議案第31号 町道路線の廃止について
- 日程第27 議案第32号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第29 発議第 1号 道路特定財源の確保に関する意見書
- 日程第30 同意第 1号 上毛町副町長の選任について
- 日程第31 議案第34号 訴えの提起について
- 日程第32 議案第35号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第34 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席ください。

ただいまの出席議員は全員です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、御確認ください。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月11日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審査がすべて終了した後、本日、町長から提出された追加議案の審議を行います。追加議案は本日審議する議案のため、提案理由の説明に引き続き、1議案ごとに議案内容の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。このことも議会運営委員会へ諮問し、答申をいただいておりますので、報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付の各氏の出席を認め、会議に出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

○議長（村上正弘君） 日程第5、議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について、日程第6、議案第11号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第12号 上毛町立小学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定について、日程第10、議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算（所管分）、日程第16、議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算、日程第18、議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19、議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算、日程第22、議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算、日程第23、議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、日程第24、議案第29号 指定管理者の指定について（さざんか荘、たいへい苑）、日程第25、議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約を変更する協議について、以上17件を議題といたします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君）おはようございます。

平成20年度第1回定例会において本委員会に付託された案件を、3月17日午前9時開会、午後13時5分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の案件8件、予算案7件、その他2件の合計17件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について。

質疑、使用料の改正等に伴い利用者の利用性を高めることについて、どのような認識を持っているか。答弁、施設管理者と十分協議をして、利用しやすいよう施設として運営をしている。

質疑、トレーニングルームの利用者に指導はしているか。特にしていない。

討論の結果、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第11号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について。

質疑、指定管理者に移行することによって値上げ等はないということで理解していたが、今回の条例改正ではどう考えたらよいか。答弁、上毛町の場合、近隣施設と比べると安い部分があり、その辺の利用実態等を踏まえて利用料の見直しを行ったものである。

大平のときに無償で貸していたのはおかしいと思うが、将来要らない金をこれに突っ込むことになるのでは。回答、ナイター設備があり、ナイターの分については使用料をもらっている。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第12号 上毛町立小学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

質疑、学校開放には大賛成だが、小学校をスポーツ関係で利用しているのはどこがあるか。答弁、唐原、友枝、西吉富、南吉富の4校です。

質疑、地方公共団体以外にどのような団体が利用しているか。答弁、ソフトバレーやバドミントン、バレー、空手等の一般のサークル関係。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

質疑、74歳以下と75歳以上では病院に払う医療報酬が違うが、その違いは説明したのか。答弁、70歳から74歳は1割が2割になるが、1年間は凍結という話をした上で、主に後期高齢医療の話をした。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について。

質疑なし。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について。

質疑、以前の老人保健法の内容は変わっていないのか。答弁、一部経過措置によって残る部分もあるが、後期高齢医療制度ができたことによるもろもろの制度ができた部分もある。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

質疑、提出がなされれば自動的に後期高齢医療制度に加入するということになるのか。答弁、そのとおりです。各対象にはすべて通知をして、個々の判断を仰いでいる。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

質疑、70歳以上の一部負担金が1割から2割に上がるとしている。これについて、高齢者は負担増をしないということでもいいのか。答弁、70歳以上74歳までの一部負担は1割から2割、法律は変わったが、平成20年度は1年間凍結ということで、残りは国が負担する。

討論、賛成討論あり。

採決の結果、全会一致で可決。

議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算（所管分）。

質疑、住民に受益者負担を強いる中、3周年記念行事をやるとはいかがなものか。やるならもっと質素にやるべきではということです。答弁といたしまして、大がかりではなく、ささやかながら行事を計画している。意識を統一するというので、上毛町音頭などを学校等に普及したいと考えている。

質疑、凍結、欠損を考えているか。答弁、今年度はまだ考えていない。賃借対照表でしないといけないので、職員が現在勉強中。平成22年度までにはしないといけないことになっているので、まず財政の評価を来年度からして、できるだけ早い時期に導入したいと考えている。

質疑、保育所の跡地の動静は、どういう工事を予定しているか。答弁、道路整備をして6筆に分けて分譲したい。

質疑、従量税は計上しているが、任意保険は入っていないか。答弁、公有財産はすべて一括で保険に入っている。

質疑、保育所の給食調理員は何名か。答弁、新吉は5名、大平が4名で、平成20年度も同じ体制。

質疑、予防費の関係で、65歳以上の肺炎の予防をどう考えているか。答弁、今後検討しなければならないと考えている。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算。

質疑なし。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算。

質疑なし。

反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算。

質疑なし。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算。

質疑、討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算。

質疑、討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算。

質疑、一般会計から繰り入れを予定しているが、徴収不能と見込んでいるものか。
答弁、滞納分の不足を繰り入れている。

討論、反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第29号 指定管理者の指定について（さざんか荘、たいへい苑）。

質疑、討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約を変更する協議について。

質疑、対象児童数は。答弁、中学生が2名、小学生が六、七名。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（村上正弘君） 日程第2、議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第9号 上毛町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例について、日程第15、議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算（所管分）、日程第20、議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、日程第21、議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、日程第26、議案第31号 町道路線の廃止について、日程第27、議案第32号 町道路線の変更について、日程第28、議案第33号 町道路線の認定について、日程第29、発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書、以上12件を議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君）平成20年第1回議会、総務産業建設常任委員会から報告を行います。

平成20年3月18日、午後1時30分より開会、午後3時40分に閉会をいたしました。町長提出案件、条例案5件、予算案3件、その他3件、議員提出案件、発議1件、計12件を、全員出席で審査を行いました。

それでは、審査内容の報告をいたします。

議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について。

所掌事務の中で、合併に関することはまだ残っているのかとの質疑に対し、合併に関する補助金等が10年間残っているので、その事務処理をしなければならないとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決をいたしました。

議案第9号 上毛町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決をいたしました。

議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

改正するに当たり、他市町村の調査をしたのかとの質疑に対し、各関係課と協議をする中で、近隣市町からの同じような他施設使用料の資料を取り寄せ検討した。また、各施設ごとの電気料を算出して検討したとの答弁でした。

土佐井集会所は営利目的の使用料は5,000円、それと比較すると安過ぎるのではとの質疑に対し、町内の公共施設について、ある施設を参考にして金額を設定したとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決。

議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算（所管分）について。

統括説明を総務課長が行い、その後、各課長の説明を受け、質疑を行いました。

公債費はことしがピークかとの質疑に対し、あと6年程度は今の6割くらいになるとの答弁でした。

ことしの予算でいくと、23%を占めている分が半分くらいになるのかとの質疑に対し、6割になるというのは地方債現在高のこと。毎年の償還は、今の試算では平成23年度までは高い水準で推移し、その後は減少していくものと考えているとの答弁でした。

特定財源のうち200万円は3周年記念事業に使うということだが、そのようなソフト事業でも合併関係の補助金は対象になるのかとの質疑に対し、補助対象になるとの答弁でした。

これだけ財政が逼迫している中で3周年事業をする意義はとの質疑に対し、町民のまちづくりの意識を統一して、さらに地域活性化のために盛り上げたいとの答弁でした。

3周年事業は1日とって行うのかとの質疑に対し、本年の10月11日で丸3周年を迎えるので、その日に記念式典を行う予定との答弁でした。

3周年事業は具体的にどのような内容なのかとの質疑に対し、記念式典と講演会、そして上毛町音頭の発表を考えているとの答弁でした。

地方公営企業の出資の分は各自治体がオーナーになっているのかとの質疑に対し、そうですとの答弁でした。

大平楽エントランス内に、お土産屋をさわやか市に持ってくるという話が出ていますが、さわやか市出荷者が不安の声を上げておりますが、どうなのかとの質疑に対し、さわやか市の中にそのようなお土産屋を持ってくるということはないとの答弁でした。

道の駅指定管理者というのが、どこが指定を受けているのかとの質疑に対し、まちづくり有限会社との答弁でした。

有害鳥獣捕獲は年間を通してやるようになっていると思うが、これはまだ特定の期間を決めて、今までどおりに駆除をするのかとの質疑に対し、捕獲報償金の分につい

ては、猟期以外の駆除をする期間があり、そのときに捕獲した際の報償金ですとの答弁でした。

年間を通して常設の駆除隊を編成するようになれば、この報償金は必要がないのではないかとの質疑に対し、新しい法律については内容がまだ周知していない。もし駆除隊が結成された場合、今後検討させていただきたいとの答弁でした。

用地測量の委託をしなければ技術力でできないのかとの質疑に対し、一般的な工事等の測量は職員でやっているが、用地については分筆等を申請するときの図面等の作成をする機械がないため、その部分のみを委託しているとの答弁でした。

結局、道路用地の面積を出す測量ではないかとの質疑に対し、法務局に出す登記図面は、手がきではなく機械で図面をつくらなくてはならない。設備がないのでそういった部分を委託しているとの答弁でした。

橋詰公園とはどこにあるのかとの質疑に対して、牛頭天王公園から垂水方面に100メートル下がったところの右側ですとの答弁です。

防火水槽の管理は町がしているのかとの質疑に対し、町が行っている。水を抜いたり他の維持管理は各分団にお願いをすることもあるとの答弁でした。

下田井防火水槽はごみが詰まって使用できない状況だが、改修工事は予定しているかとの質疑に対し、3年計画で各自治体に消火器を配置するようにしているので、防火水槽を新たにすることは考えていないとの答弁でした。自治会から要望があればしてもらえるのかとの質疑に対し、町が方針としては防火水槽の改修、新設はしないとの答弁でした。広域消防が来るまで消火器による初期消火をしてもらうように考えているとの答弁です。

旧新吉富まで消火栓が来ているが、その消火栓を使って旧大平の消火に当たることはできるのかとの質疑に対し、特に問題はないとの答弁でした。

討論なし。

全会一致で可決をいたしました。

議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算。

質疑、討論なし。

全会一致で可決。

議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算。

加入率はどれくらいかとの質疑に対し、合計で93.8%ですとの答弁でした。

討論なし。

全会一致で可決。

議案第31号 町道路線の廃止について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決。

議案第32号 町道路線の変更について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決。

議案第33号 町道路線の認定について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決。

発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書。

国で審議しているため、一たん保留して様子を見たらどうかとの質疑に対し、それが変われば変わった時点で改めて意見書を出すことも考えられるとの答弁でした。

討論なし。

全会一致で採択いたしました。

これで総務産業建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（村上正弘君）以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長（村上正弘君）日程第2、議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第7号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の方とを切り離して、75歳以上の高齢者に差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第7号 上毛町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、議案第8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第8号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第4、議案第9号 上毛町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第9号 上毛町職員の自己啓発等休業に

関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第5、議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第10号を反対の立場から討論いたします。

利用者に使用料負担増を押しつけるものになっていますので、この議案に反対します。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第10号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第6、議案第11号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第11号を反対の立場から討論いたします。

これも利用者に使用料の負担増を押しつけるものになっているので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、議案第11号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第7、議案第12号 上毛町立小学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第12号を反対の立場から討論いたします。

行革、施設の開放という名のもとに、ただ受益者に負担を押しつけるものになっているので、この議案に反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 賛成多数。よって、議案第12号 上毛町立小学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第8、議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第13号を反対の立場から討論いたします。

行政改革の名により、公共施設の使用料を町民に押しつけるものであるので、反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第13号 上毛町大平支所庁舎の開放に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第9、議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第14号を反対の立場から討論いたします。

国の施策とはいえ、後期高齢者医療制度の導入は、75歳以上の高齢者とそれ以下の方とを切り離し、75歳以上の高齢者に差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第14号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第10、議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第15号を反対の立場から討論いたします。

国の施策とはいえ、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者をそれ以下の方と切り離し、差別医療をするものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）賛成多数。よって、議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第11、議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）議案第16号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度の導入によって、名称だけの条例改正をするものですが、後期高齢者医療制度は、75歳になっただけで加入し、75歳以上の高齢者に医療差別を押しつけるものであるから反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）賛成多数。よって、議案第16号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例並びに上毛町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第12、議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 私は、議案第17号を反対の立場から討論いたします。

重度心身障害者の医療制度は、身障者の医療費の自己負担を軽減するものです。後期高齢者医療制度に加入すれば医療費の自己負担増につながるので、反対いたします。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、議案第17号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第13、議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 議案第18号は、問題点を指摘して賛成いたします。

75歳以上の方は特定健康診断は義務化でなく、薬の投与によっては健診が除外されるという問題がありますが、全体としては改正内容について賛同できますので、この議案に賛成いたします。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第18号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第14、議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第19号 上毛町集団営農用機械条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第15、議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第20号を反対の立場から討論いたします。

反対の理由の一つは、1点目は、森林環境税は福岡県が4月から導入を計画している新税で、荒廃した森林の再生事業をすることを理由に、県民税均等割額を納めている県民と法人から徴収をする目的税です。森林を守る公益性を強調するのであれば、県の一般会計から拠出すべきであります。森林の荒廃を放置してきた国、県の責任を反省しないで、ツケを県民に押しつけるものです。新税導入については、新福岡空港や無駄なダム建設をやめれば財源は確保できます。たとえ500円の負担であっても、収入が極めて少ない人からも徴収するという逆累進性が強い。

2点目は、大平楽清算金3,600万円を一般会計で処理しようとしている。なぜ赤字が発生したのか、その解明もしないまま血税導入で解決することは問題があります。

3点目は、同和行政を法の失効にもかかわらず続けています。特別扱いは直ちにや

め、一般行政へ移行すべきです。

4点目、給食調理員の業務委託は、労務の独立性、業務の経営の独立性がないので、適切な業務委託とはなっていません。

5点目、合併で住民負担は軽く、住民サービスは向上すると言いながら、行政改革の名のもとに公共施設の使用料を引き上げています。

6点目、後期高齢者医療制度の実施は、75歳以上の高齢者とそれ以下の高齢者とを切り離し、75歳以上の高齢者に差別医療を押しつけるものです。

以上の理由を述べて、議案第20号に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）私は、賛成の立場から討論いたします。

懸案でもありました、大平楽の清算に伴う予算、行財政改革の大綱でもある、基本的な理念である健全なる財政運営を図るための予算、あるいは業務委託により住民のサービス向上につながる予算、3周年記念行事に伴う予算等々が本年度の当初予算に組み込まれているわけでございます。速やかに可決いたしまして、町長を中心として職員が一丸となって、情熱を持ってこの予算執行に当たれば、住民サービス、住民の奉仕者としての理念も整うのではなからうかと思えます。そうした観点から立てば、活力あるまちづくりにつながる予算であると確信をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第20号 平成20年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第16、議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第21号を反対の立場から討論いたします。

国保加入者のほとんどの方は、保険料が高いと言っています。国は1984年に、それまで医療ベースで45%の補助があったのが、医療給付費の50%にしたため、医療費ベースで38.5%の補助になり、国からの補助金を減らしました。国の国保、国民健康保険制度の運営の中での問題がありますので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）賛成多数。よって、議案第21号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第17、議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第22号を反対の立場から討論いたします。

老人医療費が有料化された1983年と今年度とでは、老人医療費に占める国庫負担割合が大幅に減らされています。このことによって、老人医療費の個人負担がふえてきました。私は老人医療費の完全無料化を目指している立場から、国の老人医療の運営のあり方に問題がありますので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 賛成多数。よって、議案第22号 平成20年度上毛町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第18、議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第23号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以下の高齢者を切り離し、差別医療を押しつけるものでありますので、この議案に反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、議案第23号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第19、議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第24号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第20、議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君） 全会一致。よって、議案第25号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第21、議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君） 全会一致。よって、議案第26号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第22、議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第27号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第23、議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第28号を反対の立場から討論いたします。

最初から徴収不能と見込んで繰入金を充てているので、反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 賛成多数。よって、議案第28号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第24、議案第29号 指定管理者の指定について(さざんか荘、たいへい苑)、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第29号 指定管理者の指定について(さざんか荘、たいへい苑)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第25、議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との学

年齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約を変更する協議について、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第30号 大分県中津市と福岡県上毛町との年齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約を変更する協議については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第26、議案第31号 町道路線の廃止について、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第31号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第27、議案第32号 町道路線の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第32号 町道路線の変更については、

原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第28、議案第33号 町道路線の認定について、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君） 全会一致。よって、議案第33号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第29、発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 私は、発議第1号を反対の立場から討論いたします。

今や8割の世帯が自動車を保有しており、ガソリン税納入者は国民全体に及んでいるので、一般財源化できない理由はありません。もともとこの法律は1953年に道路財源臨時措置法が制定され、以来3年、5年の臨時暫定措置の積み重ねで今日に至ったものです。今回の法案は、今後10年間にわたり道路財源の絶対量を確保するものです。道路の中期計画の中心で、高速道路の建設を推し進めようとするもので、総額59兆円の長期計画の中心が約4割を占めており、高速道路の新設であり、バブル期に策定された高規格幹線道路約7,000キロも、その地域高規格道路、さらに6本もの海峡横断道路もあります。

道路特定財源による高速道路の新設を中心とした道路政策は、地方自治体は過去の道路などの公共投資による借金を抱え、切実な生活道路の維持補修予算に影響が出ています。その上、今後も高速道路の建設に伴う新たな借金を押しつければ、地方財政は一層困難となります。実際、生活道路の整備費の大半は地方公共団体の一般財源で賄われています。地方自治体は道路特定財源を一般財源化してこそ、自治体みずからの判断で住民のために切実な生活道路の整備に使うことができます。特定財源によっ

て自動的に高速道路ができる仕組みを根本的に改め、その全額を道路にも、福祉や医療にも使える一般財源にすべきであるので、この発議に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）賛成多数。よって、発議第1号 道路特定財源の確保に関する意見書については、原案を採択することに決しました。

○議長（村上正弘君）これから、本日追加案件の審査を行います。

日程第30、同意第1号 上毛町副町長の選任について、日程第31、議案第34号 訴えの提起について、日程第32、議案第35号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括上程します。

なお、同意第1号については、奥野勝利君に直接関係がありますので、退席を求めます。

（奥野収入役退席）

○議長（村上正弘君）提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鶴田忠良君）それでは、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま上程いただきました追加議案についてでございますが、同意第1号 上毛町副町長の選任について。上毛町施行後2年3カ月にわたりまして町政を支え、私の補佐役として本町政の基盤づくりを進めていただいた現副町長、黒岩君が、本年度末をもって辞職することになりましたので、後任に、人格、識見高く、深く行政事務に精通した現収入役、奥野勝利君を副町長として選任いたしましたので、同意をお願いするものであります。

議案第34号 訴えの提起について。町営住宅入居者が長期にわたり住宅使用料を滞納し、納入意思が認められず悪質であると判断いたしましたので、今回、住宅明け

渡し等の訴えを提起するものであります。

議案第35号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。町内の誘致企業であります株式会社ユニシア九州が創立30周年記念式典におきまして、本町へ奨学金200万円を寄贈していただきましたので、その資金の積み立てをするための補正予算であります。

以上、いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましてはぜひ御理解をいただき、御同意、御可決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村上正弘君）提案理由の説明が終わりました。ただいま提案理由の説明がありました議案は、いずれも本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので、御了解ください。

○議長（村上正弘君）日程第30、同意第1号 上毛町副町長の選任についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それでは、同意第1号につきまして朗読で説明にかえさせていただきます。

上毛町副町長の選任について。

上毛町副町長に次の者を選任する。

平成20年3月21日提出。上毛町長、鶴田忠良。

氏名、奥野勝利。生年月日、昭和19年6月23日生まれ。住所、上毛町大字土佐井1181番地。

理由。副町長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページに経歴書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、同意第1号 上毛町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意されましたので、同意第1号の同意案件については当事者にごあいさつを求めますので、ここで暫時休憩します。

休憩 午前 時 分

再開 午前 時 分

○議長（村上正弘君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31、議案第34号 訴えの提起についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）それでは、朗読で内容の説明をいたします。

議案第34号 訴えの提起について。

町営住宅明け渡し等の訴えを下記のとおり提出する。

平成20年3月21日提出。上毛町長、鶴田忠良。

事件名、町営住宅明け渡し等請求事件。

2、相手方。住所、上毛町大字下唐原2148番地97、・・・・。

訴えの提起の理由。相手方は町営住宅使用料を長期にわたり滞納しており、再三の催告等に応じないため、訴えにより町営住宅の明け渡し並びに滞納使用料及び延滞金の支払いを求めるもの。

事件に関する取り扱い。上訴、和解、その他本件処理に関する事項は町長に一任するという形。

理由といたしまして、町営住宅明け渡し等請求事件に関して訴えを提起したいので、

地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

この件につきましては、家賃の長期滞納解消に向け、督促、催告の通知はもちろん、再三にわたり臨戸訪問し、本人との接触を試みてきましたが、昼夜を問わず常に不在で、たび重なる呼び出し通知や所定の事務手続の要求にも応じることなく、普通郵便を除き内容証明郵便などの書留類は送達不能であります。最近の臨戸訪問で室内の電灯やガス、電気の使用を確認しており、生活の様子がうかがえるものの、隣戸等に聞き取りするも、状況はなかなか定かにならず、親戚縁者等に調査も実施いたしましたが、居所不明との回答しか得られておりません。本人が当該住宅で生活しているか定かでもありませんので、その使用実態について極めて不明瞭な部分が多くあります。

滞納額は170万円を超え、これまで納付に対する誠意が全く見られず、最も悪質な滞納事案であります。昨年来、弁護士相談等も行い対応を検討してまいりましたが、周囲への悪影響等を考えるとこれ以上放置することはできませんので、特異な状況等を考慮して、弁護士を通じ住宅の明け渡し訴訟を提起し、当該住宅の正常化を図りたいと考えております。

入居の時期につきましては、平成7年7月から入っておりますが、半年ほど納付してから全く納付がございません。平成7年12月より平成20年2月分まで、滞納額は178万6,600円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

福島議員。

○11番（福島文博君）今、課長から内容について詳しく、またこの理由の中にもいろいろありますけれども、まだほかにもあるはずなんです。あるんですね。だから、一緒にというわけにはいきまい、この方は特に悪質なようなところで、7年から入って、いまだにそういう事で、空き家のような形でやると。実にこれはもう、典型的な悪質ですよ。で、今ごろこれをやるのは遅いような、私は気がするんですね。住宅新築資金等の問題でも、過去にさかのぼるわけにいかないけれども、やはりどしどしこれをやってですね、やらんちゅうと、善良なのがばかを見るような世の中というふうにはなっていない。だから最近、住宅資金等について議会でも厳しく追及しておりますように、取りに行けば、「仕方がないじゃねえか、まだほかのところもある

じゃねえか」と、こういうような言葉を聞くんですよ。私は取りに行っていないけれども、近所の人だ。だから、これじゃですね、法治国家の中にあつてですよ、お互いに同じ地域にあつても、人間関係が、人間と人間とけんかするような世の中になつて

いる。
正直者が、先ほど申しましたようにばかを見るというようなふうには、そういう気持ちを植えつけちゃならんから、私はどしどしこういう形で、過去にも弁護士ともいろいろ相談をしてやるということをおっしゃっていましたが、この件だけじゃないと私は思っておりますので、どうぞひとつ、今後ともそういう滞納者については厳しい姿で臨んでいかんちゅうと、いつまでたつても、さっきから言われるように、上毛町が安心して住みよい町だ何だというような、言葉の上で言うけれども、できやしない。だから、どしどしもっとやっていってもらいたいと、こういうふうには要望しておきます。
と同時に、今後とも課長あたりの努力をお願いしておきます。

○議長（村上正弘君） 答弁よろしいですか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君） 訴えの利益といひますか、目的等が明確に示されているから、これには別にどうということはありません。事件に関する取り扱いのところで、町長に一任と、上訴、和解等にありますね。こうしたことでもって、第1審において容認されない場合、この上に行こうと思うんですが、和解等のための議決は、こうした事件の取り扱い、町長に一任ということになれば、和解等の議決は今後要らないという解釈でよろしゅうございませうか。それと、これに伴う経費はどうされるのか。予備費でいくのか、それとも補正あたりでもって組んでいくのか。その点。

○議長（村上正弘君） 住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） 和解等については一任していただくという形になろうかと思ひます。報告については、後日いたすと思ひます。

それから予算については、この弁護士の費用につきましては、訴えの費用につきましては、昨年の6月議会で議決をいただいておりますので、それでやりたいというふうには考へております。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 和解について町長に一任ということですが、裁判所でできないも

のか、この点について伺います。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）もちろん、裁判所のほうでこれはやりますので、呼び出して出てくればそういう形にもなろうかと思いますが、多分この案件につきましては出てこないというふうに考えておりますので、もう明け渡しの執行をやるという形になろうかと思います。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第34号 訴えの提起については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第32、議案第35号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）それでは議案第35号について御説明申し上げます。

議案第35号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）。

平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,106万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成20年3月21日提出。上毛町長、鶴田忠良。

7ページをお願いいたします。教育費、奨学金、教育推進費といたしまして、今回、先ほど町長の提案理由にもございましたように、ユニシア九州の奨学資金の基金の寄附の申し出がありましたので、その分を200万円を追加し、1,106万円とするものでございます。内容につきましては、基金積立金として行いたいというふうに思っております。

以上で、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第35号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（村上正弘君）再開します。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査とした旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第34、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成20年第1回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時19分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年3月21日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員